



赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業補助金交付要綱

1. 趣旨

岡山市内において、市民がより安心して生活することができるよう、温かい地域社会づくりを目指し、地域福祉の充実・強化を図るため、地域で支援を求めている人たちに住民が気付き、支援を行うなどの住民相互の「たすけあい」地域福祉活動に積極的に取り組む団体に対し共同募金の財源をもって助成を行う。

2. 対象団体

岡山市内に拠点を置き、市内において、住民の支えあい活動を行う住民組織や市民のために取り組む福祉活動や社会貢献活動を行うボランティア・NPO団体、当事者支援団体等で、以下の条件をすべて満たすもの。

ただし、その団体が所属する上部団体（連合町内会、学区町内会等）から本要綱による助成申請があった場合、原則として上部団体の申請を優先しますので、予め調整ください。

- ① 法人格の有無は問わないが、団体の規約（会則）などを備えていること
- ② 活動の実績・内容及び財務の状況を明らかにできること
- ③ 本会や他の組織から同種の支援を受けてないこと
- ④ 1年以上の活動実績を有し、定例活動日を定め継続して運営していること
- ⑤ 自主的な運営を行っており、地域内の福祉課題への対応や社会的課題へ取り組んでいること
- ⑥ 会費・負担金等の自主財源など経済面で自己努力があること
- ⑦ 共同募金運動に参加・協力できる、あるいは見込めること

3. 対象事業

- ① 毎日の生活を支える地域づくりを目指した事業
- ② 地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指した事業
- ③ 地域住民の生活実態を調査する事業
- ④ 地域の特色ある福祉推進事業
- ⑤ 生活課題を捉えるための活動、またその生活課題の解決を目指した事業
- ⑥ 児童、青少年、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの福祉援助事業
- ⑦ 幼児・児童、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具（以下「機器等」）の購入または修繕経費
- ⑧ 地域の安全・安心な暮らしのため、自分たちのまちの様々な課題を発見し、解決策や防災・防犯力を高める活動
- ⑨ その他、市社協会長が特に必要と認める事業

4. 留意事項

- (1) 助成を受けようとする団体は、他の補助金等を受ける場合、重複助成は行いません。
- (2) 虚偽の申請、補助金の目的外使用、年度内事業未執行に対しては補助金を返還していただきます。
- (3) 団体構成員の親睦、娯楽、趣味等を目的とした事業や政治活動、宗教活動、営利を目的として行う事業は除く。
- (4) 運営に要する経常的経費、会食費等は助成の対象としません。

(5) 本補助事業の実施にあたって、本会では一切の補償はいたしませんので、保険加入が必要な場合は実施団体においてご対応ください。

(6) 過去に本会から本補助金及び同様の補助金を受けた団体であっても申請は可能ですが、選考において新規の団体を優先します。

5. 補助金額の上限

補助金は、1団体につき10万円以内とする。

6. 充当財源

この補助金は、岡山県共同募金会から交付される赤い羽根共同募金配分金を充当し、平成26年度から平成28年度までの3年間、予算の範囲内で実施するものとする。

7. 申請方法

本会所定の申請書(様式1)に指定する添付書類をつけて、社協事務所に提出する。

8. 選考及び通知方法

補助事業の申請があった場合は、選考委員会において申請団体からのプレゼンテーションを行い、当該年度の予算の範囲内において補助金額を決定し、後日書面にて通知する。審査は全て単年度ごとに行う。

なお、選考委員は、岡山市社会福祉協議会事業推進委員会委員を充てることとする。

9. 補助金交付

交付対象となった団体からの補助金交付請求書(様式2)に基づき交付する。

10. 補助金明示

この要領により交付を受けた事業は、「赤い羽根共同募金 まちづくり福祉活動事業」をチラシ、ポスター等に明示しなければならない。

11. 事業報告

交付を受けた団体は、その年度の3月末までに事業を終了することとし、実施後速やかに、報告書(他に写真、チラシ等添付)及び決算書(事業に要した経費の全てを記入し、事業に要した経費の領収書(コピー可)を添付したもの)を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成25年12月9日から適用する。

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。